

# 城西支部認定研究会管理規則

2016年7月8日:改定

## (目的)

第1条 この管理規則は、一般社団法人東京都中小企業診断士協会城西支部(以下「城西支部」という)が認定する認定研究会の管理について定める。

## (会員)

第2条 認定研究会とは、主に城西支部に所属する会員(以下「城西支部会員」という)で構成する任意団体で、会員相互の研鑽、スキルアップ、コミュニケーションを図るとともに、その研究成果を広く世の中に発表することで、中小企業診断士としての活動に資することを目的とする独立した組織で、城西支部が認定したものをいう。

認定研究会の会員構成の要件は、下記のとおりとする。

- (1) 認定研究会の会員数は5名以上であって、かつ、城西支部会員が過半数で構成されること。
- (2) 認定研究会の役員は代表幹事、連絡幹事等とし、すべて城西支部会員であること。
- (3) 他の士業や専門性のある民間コンサルタント等も、認定研究会に入会することができる。但し、一般社団法人東京都中小企業診断士協会(以下「東京協会」という)に加入していない中小企業診断士は、認定研究会に入会することができない。

## (認定申請)

第3条 前条の目的をもって城西支部会員が認定研究会を組織するには、以下の各号の内容による「研究会認定申請書」を研修部長経由で城西支部長に申請しなければならない。

- (1) 研究会の名称
- (2) 発起人氏名(支部会員3名以上)
- (3) 幹事(代表、連絡担当等)氏名と連絡先
- (4) 研究テーマと研究内容・活動開始日
- (5) 会員名簿
- (6) 会合日
- (7) 会合場所
- (8) 会費

## (認定承認)

第4条 研修部長は、申請書の内容を審査し、城西支部の認定研究会として適切と認められる場合は、城西部長・委員長会の承認を得て、支部長名により「認定書」を交付する。

2 認定研究会は、認定内容に変更が生じたときは速やかに「認定内容変更届」を研修部長経由で城西支部長に提出し、その承認を得なければならない。

3 「研究会認定申請書」並びに「認定書」および「認定内容変更届」の様式は別に定める。

4 認定研究会の認定期間は、5年間とする。

5 継続希望研究会は、新たに更新手続きをしなければならない。なお、更新手続きは認定承認手続きに準ずる。

(活動報告)

第5条 認定研究会はその活動に関し、活動予定を毎月東京協会が発行するTOKYO SMECAニュースに投稿するとともに、次の各号を記載した活動報告を研修部長に、原則として毎翌月15日までに提出しなければならない。報告書は別に定める「城西支部研究会活動実績表」を使用する。

- (1) 名称
- (2) 実施日時
- (3) 開催当日の責任者名
- (4) 実施会場
- (5) テーマ、研究等の内容
- (6) 出席会員名および人数
- (7) その他認定研究会の運営に関して、報告が必要と認められる内容

2 認定研究会は、前項のほか、運営及び設立補助金を含む収支報告書(様式任意、領収書添付)を毎年2月末までに研修部長に提出しなければならない。

3 幹事氏名と連絡先、および会員名簿

(1) 代表幹事氏名、連絡幹事氏名および連絡先を毎年度7月末日までに報告しなければならない。

(2) 当該年度の会員名簿を毎年度7月末日までに提出しなければならない。会員名簿には、幹事氏名と連絡先、および会員氏名、診断士登録番号、役割、連絡先、所属支部名、協会会員外区分を明記する。

(3) 上記事項に変更が生じた時は、速やかに報告しなければならない。

4 研究テーマ

当該年度の研究テーマを毎年5月末日までに報告しなければならない。

(関連行事等への参加)

第6条 認定研究会を構成する会員は、城西支部および東京協会が主催する関連行事に積極的に参加し、その運営に協力しなければならない。

(名称の使用と広報活動)

第7条 認定研究会は、協会本部業務システムメール、Webサイト、TOKYO SMECA ニュース「城西支部だより」を通じて、研究会等の活動状況および会員募集記事を認定研究会と称して広報することができる。なお、協会本部業務システムメールを利用する際は、

研修部長に依頼することとし、その利用可否は研修部長の判断による。

2 認定研究会が対外的に城西支部の名称を使用する場合は、「一般社団法人東京都中小企業診断士協会城西支部認定〇〇研究会」と明記し、その旨を研修部長へ報告しなければならない。

(設立補助金)

第8条 城西支部は、研究会の設立を支援するため、設立経費の一部を補助する。設立補助金金額は別に定める。

(運営補助金)

第9条 城西支部は、認定研究会の運営を支援するため、運営費の一部を別に定める「運営補助金手順」により補助する。

(認定抹消)

第10条 認定研究会代表幹事より研修部長経由で城西支部長に解散の届け出があった場合は、認定を抹消する。

2 研修部長は、次の各号の何れかに該当する認定研究会に対して、研修部の審議を経た後、部長・委員長会の承認を得て、支部長名により認定を抹消することができる。

- (1) 城西支部の運営に著しく支障を来たす行為があったと判断される場合。
- (2) 認定研究会の活動が有名無実になっていると判断される場合。
- (3) 城西支部もしくは東京協会の名誉信用等を害し、支部もしくは東京協会の運営に著しく支障を来たす行為があった場合。
- (4) 会員の要件を満たさない場合。

(支援の停止)

第11条 城西支部は、認定を抹消された研究会に対して、補助金の支給並びに広報活動等に対する支援を停止する。

2 認定抹消された研究会は、城西支部との関連を明記した名称を使用してはならない。

(暫定措置)

第12条 平成26年11月27日現在の城西支部登録の研究会は、暫定措置として認定研究会として認めるが、平成27年3月31日までに認定申請書を提出し認定を受けなければ、認定を抹消する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、執行委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成26年11月28日から施行する。

改定履歴:平成28年7月8日

別表1 研究会認定申請書

別表2 認定書

別表3 認定内容変更届

別表4 城西支部研究会活動実績表

別表5 運営補助金手順